

ひとりで悩まず相談を・・・

まずは、誰かに相談してください。

苦しんでいるのは

あなただけではありません。

暴力をふるわれた被害者が
悪いわけではありません。

ひとりで悩まずに、
相談してください。



身近な相談先（高島市）

高島市では、子ども家庭相談課や各保健センターで相談を受け付けています。

また、女性専用の相談窓口も設けています。

子ども家庭相談課 ☎（25）8517

【電話・来所相談】月～金曜 8:30～17:15

※相談場所をご相談ください。

女性のための悩み相談室

☎（22）4052

【来所相談】（要予約）毎週水曜 13:30～16:30

ただし、第2週のみ土曜

※相談時間はおひとり50分です。

市内各保健センター（旧町村ごと6か所）

【電話・来所相談】月～金曜 8:30～17:15

※お気軽にご連絡ください。

滋賀県

県では、次の3つの施設を配偶者暴力相談支援センターと定め、相談を受け付けています。

また、男女共同参画センターでは、男性のための相談窓口も設けています。

中央子ども家庭相談センター（住所：草津市）

☎077（564）7867

【電話相談】 毎日 8:30～22:00

【来所相談】（要予約）月～金曜 9:15～16:00

彦根子ども家庭相談センター（住所：彦根市）

☎0749（24）3741

【電話相談】 月～金曜 8:30～17:15

【来所相談】（要予約）月～金曜 9:15～16:00

男女共同参画センター（住所：近江八幡市）

☎0748（37）8739

【総合相談】電話・面接（面接は要予約）

①火～水曜、金～日曜

9:00～12:00 13:00～17:00

②木曜

9:00～12:00 17:00～20:30

緊急の場合は・・・

○警察（110番）へ連絡してください！

○近くの交番へ、駆け込んでください！

ドメスティック バイオレンス （DV）に 悩んでいるあなたへ



決してあなたが悪いわけではありません。

ひとりで悩まず、相談してください。

高島市役所健康福祉部

子ども家庭相談課

〒520-1592 高島市新旭町北畑 565 番地

ドメスティック・バイオレンスとは

ドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者からの暴力）とは、一般的に夫や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のことを言い、男性から女性だけでなく、女性から男性の場合もあります。

ドメスティック・バイオレンスの例

身体的暴力

- 殴る、蹴る、平手打ちをする
- 髪をつかんでひきづる、物を投げつける
- 首を絞める、車でひく …など

精神的暴力

- 「殴るぞ」「出て行け」「別れるなら殺す」等と脅す、何を言っても無視する
- メールを勝手に見たり、電話を取り上げる
- 親族や友達と会わせずに孤立させる
- 「誰のおかげで生活できてるんだ」「お前は馬鹿だ」など無能だと思わせる …など

性的暴力

- 嫌がっているのに、性行為を強要する
- 見たくないビデオ等を見せられる
- 避妊や性病予防に協力しない …など

経済的暴力

- 生活費を渡さない、過度にお金を管理する
- 仕事に就かせない
- 酒、ギャンブルに生活費をつぎ込む …など

被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（外傷後ストレス障害：post-traumatic stress disorder）に陥るなど精神的な影響を受けることもあります。

子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が現れることもあります。

また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。



【PTSDとは】

地震や台風といった自然災害、鉄道事故といった人為災害、強盗、誘拐監禁などの犯罪被害等の後に生じる特徴的な精神障害ですが、DV被害後にも発症することがあります。

PTSDの症状としては、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続けたり、物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠等が続いたりすることなどがあります。

配偶者暴力防止法はあなたを守ります

この法律には、配偶者からの暴力でも犯罪行為になることや、加害者に対する法的措置（保護命令）が明記されています。

DVは、被害者に恐怖を与え、生活を脅かし、尊厳を傷つけます。暴力は、どんな場合においても許されるものではありません。

